

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

まちづくり政策局	（令和3年度）	
監査結果 （指摘事項）	改善措置	
<p>【指摘6】契約書の日付について</p> <p>震災遺構仙台市立荒浜小学校から排出される産業廃棄物の収集・運搬、及び処分の委託に関する契約書を確認したところ、契約日の記載がなかった。</p> <p>市の説明によると、「業務委託請書」を正本として取り扱っており、契約書は産業廃棄物処分において必要となるため付随的に作成したものであり、契約日の記載がなくても問題は生じないとのことであった。</p> <p>しかしながら、契約書は、対外的に法律関係を明確にする書類として特に重要であるため、金額の大小にかかわらず厳格に管理・運用される必要がある。</p> <p>対外的な書類は正しく作成されるべきであるため、市は、原因を究明し、同様の記載漏れが起こらないよう努めるべきである。</p>	<p>複数の契約書類を作成する場合には、記載内容に漏れ、誤りがないか複数人による確認を徹底することとした。</p> <p>また、総務局文書法制課より各課室公所長に対し文書事務に係る留意事項についての通知がなされた。</p> <p>各課室公所長への通知日 令和4年4月11日</p>	